

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）とは、市が主体となって多様な介護予防と生活支援サービスを提供する事業です。「サービス・活動事業」と「一般介護予防事業」があります。

介護予防・日常生活支援総合事業

● サービス・活動事業

生活支援サービスなど、利用者のニーズに合わせたさまざまなサービスが実施されます。NPO法人や一般企業、住民ボランティアなども協力して行われます。

対象者 ① 要支援1・2の方

（要介護に移行した方も、市が認めた場合は利用可）。

② 「基本チェックリスト」により該当した方。

利用料

原則として費用の1割～3割を負担します。また、要介護状態の区分により1か月あたりの上限額が決められています。



● 一般介護予防事業

要介護・要支援状態の有無にかかわらず、すべての高齢者を対象に行われるサービスです。高齢者自身も事業の担い手として参加することにより、地域のコミュニティを活性化する役割を期待されています。

対象者 65歳以上(第1号被保険者)のすべての方。

利用料 原則として利用者の負担はありません。



介護保険サービスに疑問や不満を感じたときは

介護保険サービスの内容や対応に疑問や不満があるときは、率直に事業所の担当者に話をしてみましょう。また、ケアマネジャーや地域包括支援センターに相談してみるのもひとつの方法です。それでも解決しない場合には、市の介護保険課窓口にご相談ください。

《サービス・活動事業のサービスを利用》

介護予防のさまざまな要望に対応するため、これまでの介護予防訪問介護や介護予防通所介護に相当するサービスに加え、住民主体の支援など多様なサービスを行います。

【1】訪問型サービス

① 訪問介護相当サービス

介護保険事業所の専門職が提供するサービス。食事・入浴・排せつ介助などの身体介護や掃除・洗濯・調理などの生活援助を行います。

② 訪問型サービス・活動 A（基準緩和）

NPO、民間事業者等で一定の研修受講者等が提供するサービス。掃除・洗濯・調理などの生活援助のみを行います。

③ 訪問型サービス・活動 B（住民主体）

主にボランティア中心で提供するサービス。掃除・洗濯・調理などの生活援助や、安否確認等のサービスも行います。

【2】通所型サービス

① 通所介護相当サービス

介護保険事業所において、専門職が提供するサービス。身体介護や生活援助を行います。

② 通所型サービス・活動 A（基準緩和）

介護保険事業所において、一定の研修受講者等が提供するサービス。生活援助や体操などのレクリエーションを実施します。

③ 通所型サービス・活動 B（住民主体）

主にボランティア中心で提供するサービス。ボランティア団体が活動する場所で、ミニデイサービス等を行います（送迎はありません）。

④ 通所型サービス C

保健・医療の専門職による短期間（3か月程度）で行われるサービス。日常生活動作等の向上を図ります。

● 利用者負担（1割）のめやす（1か月あたり）

週1回程度	1,226円
週2回程度	2,448円
週2回程度を超える	3,884円

※週2回程度以上は要支援2の方のみ

● 利用者負担（1割）のめやす

（1回あたり[月上限8回]）

20分未満	100円
20分以上45分未満	150円
45分以上	200円

● 利用者負担のめやす

各団体の設定する実費負担分

● 利用者負担（1割）のめやす（1か月あたり）

事業対象者・要支援1	1,847円
要支援2	3,719円

● 利用者負担（1割）のめやす

（1回あたり[月上限8回]）

1回	300円
----	------

● 利用者負担のめやす

各団体の設定する実費負担分

● 利用者負担のめやす

費用負担なし

《事業内容の例》

- 介護予防把握事業
- 介護予防普及啓発事業
- 地域介護予防活動支援事業
- 一般介護予防事業評価事業
- 地域リハビリテーション活動支援事業

